

## 令和 6 年第 4 回定例会議事日程（第 2 号）

令和 6 年 12 月 3 日（火）

午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度吉富町一般会計補正予算（第 6 号）について）

日程第 3 議案第 55 号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 56 号 令和 6 年度吉富町一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 5 議案第 57 号 令和 6 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 6 議案第 58 号 令和 6 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第 7 議案第 59 号 令和 6 年度吉富町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和6年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和6年12月3日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 12月3日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一  
 2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦  
 3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子  
 4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡  
 5 番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

|           |                 |                   |
|-----------|-----------------|-------------------|
| 地方自治法第121 | 町 長 花畑 明        | 子育て健康課長 梅林 正典     |
| 条の規定により説明 | 副 町 長 和才 薫      | 上下水道課長 奥家 照彦      |
| のため会議に出席し | 教 育 長 若山誠一郎     | 地域振興課長 守口 元子      |
| た者の職氏名    | 未来まちづくり課長 別府 真二 | 教 務 課 長 石丸 順子     |
|           | 総務財政課長 奥本 仁志    | 建 設 課 長 軍神 宏充     |
|           | 住 民 課 長 南 博己    | 会 計 管 理 者 奥本 恭子   |
|           | 税 務 課 長 岩井 保子   | 検 査 会 計 室 長 高尾 広篤 |
|           | 福祉保険係長 牛嶋 洋一    | 吉富保育園長            |
|           |                 | 吉富幼稚園長            |

本会議に職務のため 事 務 局 長 中家 立雄  
 出席した者の職氏名 書 記 小原 弘光

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、新保議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について）

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第54号専決処分の承認を求めることについてでございます。

衆議院の解散、総選挙の実施が決定されたことに伴い、選挙の執行に必要な補正予算を計上する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度吉富町一般会計補正予算を令和6年10月2日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第6号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和6年度吉富町一般会計補正予算（第6号）としまして、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ577万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億4,069万円とするものでございます。

歳入については、国庫委託金のほか、本町が負担すべき費用分については、前年度繰越金を計上しております。

歳出については、本町において衆議院議員総選挙の執行に必要な各種経費を計上しております。

なお、今回、17節、備品購入費において、投票用紙計数機を2台更新しております。この費用に限っては、満額ではなく、9分の5が国から支給され、残りの9分の4は町が負担することとされております。

以上で説明を終わります。御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入、5ページ、同じく総括歳出、次に歳入6ページ。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ、8ページまで、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書（第3号）、9ページ、10ページ、11ページ。以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議題第54号は、会期規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について）は、原案のとおり承認することに決しました。

---

**日程第3. 議案第55号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第55号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部に内容の説明を求めます。福祉保険係長。

○福祉保険係長（牛嶋 洋一君） それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第55号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の4ページと附属資料の1ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

この改正は、国において児童手当法施行令の一部改正が行われ、条例に引用する条文が廃止されたことに伴い、重度障害者に対する医療費の支給に係る所得金額等に関し、引用条文等の所要の規定を改正するために、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、附属資料の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

下線部分が今回の改正部分であります。

平仮名記載から、漢字記載に改めるものです。第2条第1項第1号中にある「もの」を「者」に改め、同項第2号中「もので」を「者で」に改め、同項第3号中「もの」を「者」に改めます。2ページです。

第3条第2項第5号では、児童手当法施行令の一部改正に伴い、条例で引用していました条文が削除されましたが、重度障害者医療費の支給に関しましては、従前に引き続き、同等の所得金額を設ける必要がありますので、「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下、「旧施行令」という。）」に改めるものです。

次の同条第4項では、法改正に伴う文言の変更になり、現在引用している条文では児童手当法施行令が古いものになり、先ほどの改正を踏まえ、「児童手当法施行令」を「旧施行令」に改めるものです。

3ページです。

第13条第1項中の「老人福祉法」の次に法令番号「（昭和38年法律第133号）」を、「介護保険法」の次に法令番号「（平成9年法律第123号）」を加え、同条第2項中、「児童福祉法第7条」の次に「第1項」を加え、「同法第6条の2の2第3項」を「同条第2項」に改めるものです。

最後に、附則でございます。

議案書の4ページ、中段の附則を御覧ください。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和6年10月1日から適用する。

この適用は、利用者の方が不利益とならないよう、従前どおりの取扱いをし、国の法改正に準じた期日が適用年月日となっております。

なお、今回の改正は、法改正に伴うものであり、町独自の改正点はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第56号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第56号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第7号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

---

日程第 5. 議案第 5 7 号 令和 6 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）に  
ついて

○議長（山本 定生君） 日程第 5、議案第 5 7 号令和 6 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書 1 ページ、歳入 2 ページ、歳出 3 ページ、次に 4 ページ、事項別明細書、総括歳入、5 ページ、同じく総括歳出、次に歳入 6 ページ、7 ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に歳出に入ります。8 ページ、9 ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書（第 2 号）、10 ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 5 7 号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 7 号令和 6 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

日程第 6. 議案第 5 8 号 令和 6 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（山本 定生君） 日程第 6、議案第 5 8 号令和 6 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書 1 ページ、補正予算実施計画書「収益的收入及び支出」2 ページ、予定貸借対照表 3 ページ、4 ページ、5 ページまで。補正予算実施計画明細書「収益的收入及び支出」支出 6 ページ。給与費明細書 7 ページ、8 ページ、9 ページ、10 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第7. 議案第59号 令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について**

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第59号 令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、補正予算実施計画書「収益的収入及び支出」支出2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、5ページまで。補正予算実施計画明細書「収益的収入及び支出」支出6ページ、給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。債務負担行為に関する調書11ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時16分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月 3日

議 長

署名議員

署名議員